

会 議 録

会議名称	令和６年度 目黒区特別職報酬等審議会（第２回）
日 時	令和６年１１月１５日（金）午後１時３０分～午後２時３０分
会 場	目黒区総合庁舎４階 特別会議室
出席者	（委員） 齋藤会長、今井委員、岡田委員、小川委員、北澤委員、齋藤委員、 依田委員 （区側） 総務部長、総務課長、人事課長、事務局
傍聴者	なし
配付資料	目黒区特別職報酬等審議会（第２回）次第、第１回会議録、 目黒区特別職報酬等審議会資料 １、２
会議次第	○審議会 １ 開会 ２ 資料の内容説明 ３ 審議（質疑応答） ４ 今後の進め方 ５ 閉会
内容及び 主な発言	１ 会長があいさつした。 ２ 事務局から、配付資料（審議会の論点整理等）について内容説明を行った。 ３ 質疑及び主な発言（「・」委員の発言、「→」区側の発言） ・ 会長 ただ今の説明について、何か質問はあるか。 ・ 委員 目黒区の長期的な財政収支の見通しはどのようなになっているか。 → 令和１２年に区債基金残高が区の積立残高を上回り、令和２１年まではこの状況が続く見込みである。しかし、財務省が示す「財務上の留意点」があるといえる水準には達しない見込みである。 ・ 委員 資料２のＰ３において「一般職員の給与との均衡を失しないこと」との記載があるが、これは一般職員の月例給の改定率が０．９％であると考えていいか。 → 改定率については、各職層に応じて異なっている。今回の人事委員会勧告が若年層に重点を置いた改定であることを踏まえ、資料１においては、部長級職員の平均改定率である０．９％を示している。

	・ 委員 資料１のＰ１において、平成２８年度においては、区議会議員の報酬等の条例改正の提出が見送られた旨の記載があるが、その経緯について教えてほしい。 → その当時の社会情勢等を踏まえ、当審議会の意見を尊重しつつも、区議会の判断として、金額を据え置くこととした。 ・ 会長 議員報酬及び区長等特別職の給料等について、職員に準じて改定すべきか否か、試算もご確認いただいた上で、皆さんのお考えをお聞きしたい。 ・ 委員 月例給については、人事委員会勧告を踏まえ、職員全体の平均値である２．８９％の引き上げが妥当であるとする。しかし、区の財政状況を考えると期末手当は抑制した方がいいかと考える。 ・ 会長 事務局から何か補足事項はあるか。 → 昨年の審議会においては、若年層に重点を置いた引き上げという点を踏まえ、部長級職員の平均改定率に準じた改定を行ったところである。 ・ 委員 区長等の職責の重さや物価高騰等の状況を踏まえると、給与を引き上げることに關しては賛成である。具体的な改定率については、各委員の意見を尊重したい。 ・ 委員 給与を引き上げることに關しては賛成である。改定率については、各委員の意見を尊重したい。改定率については、月例給は２．８９％の引き上げる分、期末手当を抑制することが妥当と考える。 ・ 委員 期末手当を抑制する旨の意見が出たが、具体的にはどの程度抑制すべきと考えるか。 → 据え置きが妥当と考える。 ・ 委員 月例給の改定率が２．８９％は高く、０．９％は低いと感じるため、月例給を２．８９％改定し、期末手当を据え置くということすると、妥当な金額だと考える。 ・ 委員 区長等の給与を引き上げることに關しては賛成である。具体的な改定率については、各委員の意見を尊重したい。 ・ 委員 若年層に重点を置いた人事委員会勧告の内容を踏まえると、特別職の月例給
--	--

	は部長級の平均改定率である0.9%の引き上げが妥当と考える。 ・ 会長 事務局から何か金額についての補足事項はあるか。 → 先ほども申し上げたとおり、昨年の審議会においては、若年層に重点を置いた引き上げという点を踏まえ、部長級職員の平均改定率に準じた改定が適当との答申が行われたところである。 なお、月例給を2.89%引き上げ、特別給を据え置いた場合と月例給を0.9%引き上げ、特別給を0.2月引き上げた場合の年間給与の比較は、ほぼ同額であった。 ・ 委員 各委員の意見や事務局の試算等を踏まえると、月例給0.9%、特別給0.2月の引き上げが妥当であると考ええる。 ただし、答申の意見要望の中で、区の財政運営を踏まえ、区民の信頼が得られるような区政運営を実施する旨の記載を追加してほしい。 ・ 委員 改めて各委員の意見や事務局からの試算を聞くと、月例給の改定率は0.9%とすることが妥当であると考ええる。 ・ 委員 今回の答申の結果は公表されるか。 → 答申は区の公式ウェブサイトで公表される。 ・ 会長 各委員からの意見が出揃ったので、本審議会としての判断を取りまとめることとする。 まず、月例給については、部長級の改定率0.9%と一般職員の改定率2.89%のどちらにするかという議論があったが、今回の人事委員会勧告は若年層に重点を置いたものである点等を踏まえると、多くの委員から意見があったように、月例給は部長級職員の改定率0.9%をあてはめることが妥当であると考えるがいかがか。 また特別給については、一般職員と同様に、0.2月引き上げるとすることが妥当であると考えるがいかがか。 (委員から「異議なし」の声) ・ 会長 施行時期については、特別職はこれまで遡ることをしていないため、条例改正後の月初めの日から施行、実施することが妥当であると考えるがいかがか。 ・ 委員 区長の給与改定を遡らない理由はなにか。 → 明確な決まりがあるものではないが、審議会の中でご判断いただいていた。
--	--

	・ 会長 改めて伺うが、条例改正後の月初めの日から施行、実施することが妥当である と考えるがいかがか。 (委員から「異議なし」の声) 4 今後の進め方について ・ 会長 本日の審議結果を踏まえて、事務局の方で答申案をまとめていただくが、今 後のスケジュールをお話しいただきたい。 → これまでのご審議から、月例給は特別職に近い部長級職員の改定率0.9% を適用して引き上げるというご意見を、特別給は人事委員会勧告通りの0.2% 引き上げるというご意見を、また、施行時期は条例改正後の月初めの 日から施行というご意見をいただいた。これらを踏まえて事務局で答申案のた たき台を作成し、次回改めてお示ししたい。その上で答申を作成し、労使交渉 の妥結状況を踏まえて、区長へ答申する流れとなる。 ・ 会長 今の事務局からの説明について何か意見はあるか。また答申に反映させたい ご意見等あれば伺いたい。 (委員から「意見なし」の声) ・ 会長 第3回の審議会は11月22日（金）午前9時から、この会場で開催する。 5 会長から閉会の宣言があった。
--	--